

兵庫県公報

令和8年5月22日 金曜日 第721号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	1
○ 同 上（同）	1
○ 同 上（同）	2
○ 土地改良区の定款の変更認可（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 県営土地改良事業計画の変更及び関係書類の縦覧（同）	4
○ 総合治水条例に基づく指定貯水施設の指定（西播磨県民局）	4
公 告	
○ 入札公告（まちづくり部総務課）	4
労働委員会公告	
○ 兵庫県労働委員会あっせん員候補者の氏名、履歴等	12
教育委員会公告	
○ 入札公告	13

告 示

兵庫県告示第481号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和8年5月22日

兵庫県知事 齋藤元彦

神戸市八多土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住所
監事	三宅 恵子	西宮市東山台4丁目18番地11

就任役員

役員の区分	氏名	住所
監事	増田 純子	神戸市北区京地4丁目6番地の4

~~~~~

### 兵庫県告示第482号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和8年5月22日

兵庫県知事 齋藤元彦

#### 神戸市細田土地改良区

##### 退任役員

| 役員の区分 | 氏名    | 住所               |
|-------|-------|------------------|
| 理事    | 中嶋 秀樹 | 神戸市西区押部谷町細田383番地 |
| 同     | 木下 祝一 | 同 市同区押部谷町細田262番地 |

|     |         |   |                |
|-----|---------|---|----------------|
| 同   | 三 譚 一 博 | 同 | 市同区押部谷町細田740番地 |
| 同   | 大 面 教 博 | 同 | 市同区押部谷町細田280番地 |
| 同   | 藤 本 廣 美 | 同 | 市同区押部谷町細田759番地 |
| 同   | 藤 田 雄   | 同 | 市同区押部谷町細田937番地 |
| 監 事 | 中 面 和 良 | 同 | 市同区押部谷町細田264番地 |
| 同   | 財 家 一 夫 | 同 | 市同区押部谷町細田289番地 |

就任役員

| 役員の区分 | 氏 名     | 住 所                |
|-------|---------|--------------------|
| 理 事   | 藤 岡 俊 朗 | 神戸市西区押部谷町細田1017番地  |
| 同     | 上 垣 俊 博 | 同 市同区押部谷町細田276番地の2 |
| 同     | 藤 井 秀 明 | 同 市同区押部谷町細田845番地   |
| 同     | 池 田 喜 彦 | 同 市同区押部谷町細田987番地   |
| 同     | 藤 本 勤   | 同 市同区押部谷町細田787番地   |
| 同     | 中 面 修 司 | 同 市同区押部谷町細田216番地   |
| 監 事   | 木 下 祝 一 | 同 市同区押部谷町細田262番地   |
| 同     | 財 家 一 夫 | 同 市同区押部谷町細田289番地   |



兵庫県告示第483号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の新任及び就任の届出があった。

令和8年5月22日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

屋形土地改良区

退任役員

| 役員の区分 | 氏 名     | 住 所               |
|-------|---------|-------------------|
| 理 事   | 高 田 正 史 | 神崎郡市川町屋形624番地     |
| 同     | 左 納 喜太郎 | 同 郡同 町屋形489番地     |
| 同     | 足 立 清 敏 | 同 郡同 町屋形780番地     |
| 同     | 足 立 一日出 | 同 郡同 町屋形569番地     |
| 同     | 藤 原 直 行 | 同 郡同 町屋形658番地     |
| 同     | 石 田 修 典 | 同 郡同 町屋形532番地の1   |
| 同     | 多 田 文 平 | 同 郡同 町屋形603番地の2   |
| 同     | 後 藤 保 夫 | 同 郡同 町屋形580番地     |
| 同     | 藤 波 一 美 | 同 郡同 町屋形445番地     |
| 同     | 高 木 雅 純 | 同 郡同 町屋形412番地     |
| 同     | 神 崎 喜 則 | 同 郡同 町屋形466番地     |
| 同     | 岡 本 忠 明 | 同 郡同 町屋形463番地の1   |
| 同     | 福 田 勝 巳 | 同 郡同 町屋形163番地の1   |
| 同     | 宮 田 靖   | 同 郡同 町屋形599番地     |
| 同     | 津 田 義 和 | 同 郡同 町上牛尾1770番地の1 |
| 監 事   | 市 川 直 紀 | 同 郡同 町屋形563番地     |
| 同     | 宮 田 是 則 | 同 郡同 町屋形554番地     |
| 同     | 吉 岡 敏 郎 | 同 郡同 町屋形421番地     |
| 同     | 小 西 茂   | 同 郡同 町甘地730番地1    |

就任役員

| 役員の区分 | 氏 名     | 住 所           |
|-------|---------|---------------|
| 理 事   | 高 田 正 史 | 神崎郡市川町屋形624番地 |
| 同     | 左 納 喜太郎 | 同 郡同 町屋形489番地 |
| 同     | 足 立 清 敏 | 同 郡同 町屋形780番地 |

|     |           |       |               |
|-----|-----------|-------|---------------|
| 同   | 足 立 一 日 出 | 同 郡 同 | 町屋形569番地      |
| 同   | 藤 原 直 行   | 同 郡 同 | 町屋形658番地      |
| 同   | 石 田 修 典   | 同 郡 同 | 町屋形532番地の 1   |
| 同   | 多 田 文 平   | 同 郡 同 | 町屋形603番地の 2   |
| 同   | 後 藤 保 夫   | 同 郡 同 | 町屋形580番地      |
| 同   | 高 木 雅 純   | 同 郡 同 | 町屋形412番地      |
| 同   | 神 崎 喜 則   | 同 郡 同 | 町屋形466番地      |
| 同   | 大 西 隆 三   | 同 郡 同 | 町屋形250番地の 1   |
| 同   | 岡 本 忠 明   | 同 郡 同 | 町屋形463番地の 1   |
| 同   | 福 田 勝 巳   | 同 郡 同 | 町屋形163番地の 1   |
| 同   | 宮 田 靖     | 同 郡 同 | 町屋形599番地      |
| 同   | 津 田 義 和   | 同 郡 同 | 町上牛尾1770番地の 1 |
| 監 事 | 市 川 直 紀   | 同 郡 同 | 町屋形563番地      |
| 同   | 吉 岡 敏 郎   | 同 郡 同 | 町屋形421番地      |
| 同   | 安 見 泰 介   | 同 郡 同 | 町屋形531番地      |
| 同   | 小 西 茂     | 同 郡 同 | 町甘地730番地 1    |



**兵庫県告示第484号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。  
令和8年5月22日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

| 土地改良区の名称   | 認可年月日     |
|------------|-----------|
| 神戸市前開土地改良区 | 令和8年4月14日 |



**兵庫県告示第485号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。  
令和8年5月22日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

| 土地改良区の名称  | 認可年月日     |
|-----------|-----------|
| 太市西部土地改良区 | 令和8年4月21日 |



**兵庫県告示第486号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。  
令和8年5月22日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

| 土地改良区の名称  | 認可年月日     |
|-----------|-----------|
| あまじ区土地改良区 | 令和8年4月21日 |



**兵庫県告示第487号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。

令和8年5月22日

兵庫県知事 齋藤元彦

|          |           |
|----------|-----------|
| 土地改良区の名称 | 認可年月日     |
| 屋形土地改良区  | 令和8年4月21日 |



**兵庫県告示第488号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を令和8年4月30日に変更したので、土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

この変更計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの変更計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この変更計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この変更計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

令和8年5月22日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 事業名  
農地整備事業（経営体育成型）
- 2 地区名  
あまじく地区
- 3 縦覧の期間  
令和8年5月22日から同年6月11日まで
- 4 縦覧の場所  
(1) 市川町役場（縦覧期間のうち、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）  
(2) 兵庫県のホームページ  
(<https://web.pref.hyogo.lg.jp/nk10/amajiku-henkou.html>)



**兵庫県告示第489号**

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和8年5月22日

西播磨県民局長 中野恭典

- 1 指定する貯水施設の所在地  
赤穂郡上郡町高山字コエタヲ1227-15
- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

| 名 称    | 住 所         |
|--------|-------------|
| 高山区自治会 | 赤穂郡上郡町高山857 |

- 3 指定する理由  
西播磨西部地域内二級河川千種川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。

**公 告**

**入札公告**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和8年5月22日

契約担当者

兵庫県知事 齋藤元彦

## 1 入札に付する事項

## (1) 工事名

兵庫県生田警察署解体撤去及び庁舎棟建築工事（以下「本件工事」という。）

## (2) 工事場所

神戸市中央区中山手通2丁目2番3

## (3) 工事概要

新築工事及び解体撤去工事

## ア 庁舎棟建築工事

鉄骨造9階建 延べ面積8,889.49平方メートル 建築面積1,677.26平方メートル

## イ 屋外附帯工事

外構工事、植栽工事、雨水排水工事 一式

## ウ 昇降機設備工事 一式

## エ 生田警察署解体撤去工事

本庁舎棟 鉄骨鉄筋コンクリート造11階建 延べ面積7,335.02平方メートル 建築面積1,651.67平方メートル

連絡橋 鉄骨造

## (4) 工期

令和12年11月30日限り

## (5) 電子入札の実施

本件入札に係る入札参加申込み及び入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（調達業務を実施するためのもの。以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。

なお、紙による入札参加申込み又は紙による入札を希望する者は、契約担当者の承認を得て、紙による入札参加申込み及び入札を行うことができる。

## (6) 技術提案の受付

本件工事は、本契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の適用工事である。

## (7) 週休2日制度の活用

本件工事は、週休2日を確実に取得できるよう工事を実施する「週休2日制度」の対象工事である。

## 2 応募方法

特別共同企業体による。

## 3 入札参加資格

本件工事の入札に参加することができる資格を有する者は、一般競争入札等に参加する者に必要な資格等（昭和41年兵庫県告示第149号）に基づく兵庫県の建設工事に係る入札参加資格を取得している者又は開札時までに入札参加資格を取得した者で、次に掲げるいずれの要件も満たすものとする。

なお、入札参加資格の確認は、下記6(1)に定める入札参加申込書及び入札参加資格確認資料の提出期間の最終日（以下「申込期限日」という。）を基準日とする。

## (1) 特別共同企業体の構成員の資格要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく兵庫県の入札参加資格制限基準による入札参加の資格制限（以下「入札参加資格制限」という。）に該当しないこと。

イ 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による建築工事業に係る特定建設業の許可を有すること。

ウ 兵庫県の建設工事の一般競争入札参加資格を取得しており、その工種が建築一式工事であること。

エ 建設業法の規定による総合評定値通知書（以下「総合評定値通知書」という。）の有効期間が本契約締結予定日（令和8年10月上旬・議決日以降）までであること。

なお、申込期限日においては有効な総合評定値通知書を有するが、その総合評定値通知書の有効期間が本契約締結予定日までに失効する場合は、開札後の総合評定値通知書の確認日において本契約締結予定日まで有効な総合評定値通知書を有していること。

オ 建設業法の規定による建築一式工事に係る経営事項審査結果の総合評定値(P)が、代表構成員にあつては1,200点以上、その他の構成員にあつては1,000点以上であること。

カ 平成23年度以降に、代表構成員にあつては1棟又は同時施工で2棟以上の合計の延べ面積が7,100平

方メートル以上の鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、かつ、地上7階建以上の建築物の新築、改築（建替）又は増築工事を、元請（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上の場合のものに限る。）として完成した施工実績（工事が完成し、かつ、その引渡しが完了したもの）を、その他の構成員にあっては1棟又は同時施工で2棟以上の合計の延べ面積が3,500平方メートル以上の鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、かつ、地上3階建以上の建築物の新築、改築（建替）又は増築工事を、元請（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上の場合のものに限る。）として完成した施工実績（工事が完成し、かつ、その引渡しが完了したもの）を有すること。

キ 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。

ク 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（旧会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づくものを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て（以下「会社更生法に基づく更生手続開始の申立て等」という。）がなされていないこと（ただし、それぞれの申立てに係る開始の決定がなされている者については、契約担当者が経営状況等を勘案して入札参加資格を認めることができる。）。

ケ 本件工事に係る設計業務等の受託者でなく、また、次に掲げる(イ)又は(ウ)に該当しないこと。

(イ) 本件工事に係る設計業務等の受託者 株式会社内藤建築事務所

(ウ) 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資総額の100分の50を超える出資をしている者

(エ) 代表権を有する役員が、当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている者

(2) 特別共同企業体の資格要件

ア 特別共同企業体の構成員は3者とし、それぞれの出資比率が20パーセント以上であること。

また、各構成員が、兵庫県建設工事に係る特別共同企業体取扱要綱に定める資本関係又は人的関係にある者（関係する会社）にないこと。

イ 特別共同企業体の代表構成員は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であること。

また、出資比率は構成員中最大であること。施工能力の判定は、原則として建設業法の規定による当該工種に係る経営事項審査結果の総合評価値(P)の点数が大きい者とする。

なお、その総合評価値(P)又は客観点の格差が構成員中最も高い者の数値の10パーセント以内の範囲の場合にあっては、本件工事の施工に特殊技能等を必要とする場合のほかは、構成員の自主的な評価によって決定することができる。

ウ 特別共同企業体の結成方法は、自主結成とし、本件入札に関して入札参加申込みを行った他の特別共同企業体の構成員を兼ねていないこと。

エ 特別共同企業体の構成員の一部が、入札参加申込締切後に会社更生法に基づく更生手続開始の申立て等がなされたこと又は入札参加資格制限に該当したこと若しくは指名停止を受けたこと（以下「倒産等」という。）により、その企業体の構成員の資格を失った場合においては、令和8年7月1日（水）までの間、その企業体の残存構成員は、資格を失った構成員に代わる構成員を補充した上で、新たな特別共同企業体を結成し、入札参加の申込みを行うことができ、新たな入札参加申込者が入札日までに入札参加資格の確認を受けたときは、入札に参加することができる。

オ 特別共同企業体の全ての構成員は、本件工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を本件工事現場に専任で配置すること。

(3) 配置技術者の要件

ア 次に掲げる基準を満たし、かつ、建設業法の規定による建築工事業の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する監理技術者を本件工事に専任で配置できること。

ただし、申込期限日に他の工事に従事している場合は、誓約書の提出により本契約締結の前日まで専任性の確認を猶予することとし、他の工事の終了後改めて確認する。

また、配置予定技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係（申込期限日以前に3か月以上の雇用関係）がある者であって、かつ、建設業法に規定する営業所における専任技術者でないこと。

なお、監理技術者については、代表構成員が配置すること。

(イ) 1級建築士又は1級建築施工管理技士の資格を有すること。

(ウ) 平成23年度以降に、1棟又は同時施工で2棟以上の合計の延べ面積が7,100平方メートル以上の鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、かつ、地上7階建以上の建築物の新築、改築（建替）又は増築工事の施工実績を有すること。

イ 同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、入札参加申込みをした者は、直ちに当該申込みの取下げ又は入札の辞退を行うこと。

また、本件工事が落札候補者となった最初の工事である場合は、その他の工事については本件工事の落札候補者となったことを理由に落札の辞退を行うこと。

なお、本件工事より先に他の工事の落札候補者となったときは、本件工事については他の工事の落札候補者となったことを理由に落札の辞退を行うこと。

ウ 落札者は、契約工期中、提出した資料に記載した配置予定技術者を、本件工事現場に専任で配置すること。

なお、契約工期中は、死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等の極めて特別な場合を除いて、当該配置技術者を変更することを認めない。

#### (4) 現場代理人の要件

ア 建設工事請負契約書第10条第1項第1号に規定する現場代理人を適正に配置できること。

また、現場代理人は、請負者との直接的かつ恒常的な雇用関係（申込期限日以前に3か月以上の雇用関係）がある者であること。

なお、現場代理人については、代表構成員が配置すること。

イ 落札者は、契約工期中、提出した資料に記載した現場代理人を、本件工事現場に常駐で配置すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、常駐義務を緩和することができる。

なお、申込期限日に他の工事に従事している場合は、本契約締結の前日までに他工事の終了を確認する。

#### 4 契約条項等を示す期間及び場所

建設工事請負契約書等及び7(5)ケで提出を求める誓約書については、次のとおり閲覧に供する。

##### (1) 閲覧期間

令和8年5月22日（金）から同年7月6日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日等、兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）に定める県の休日を除く。）

毎日午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

##### (2) 閲覧場所（公告事務を担当する事務所：問合せ先）

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県まちづくり部総務課

電話(078)341-7711 内線75421、75420

#### 5 入札説明書及び入札参加資格確認資料並びに誓約書及び設計図書の交付

##### (1) 交付期間

ア 入札説明書及び入札参加資格確認資料

令和8年5月22日（金）から同年6月3日（水）まで

イ 誓約書及び設計図書（仕様書、設計書及び図面をいう。以下同じ）

令和8年5月22日（金）から同年7月6日（月）まで

##### (2) 交付方法

兵庫県のホームページ（<http://web.pref.hyogo.lg.jp/>）に掲示して様式等を提供する。

なお、様式等は、兵庫県ホームページの「入札・公売情報」→「入札・公売情報」の中の「入札情報サービス」（<https://www2.ppi.pref.hyogo.jp/ebidPPIPublish/index.html>）（以下「入札情報サービス」という。）→「入札公告」→「検索」→本件工事の「工事名称」→「公告文書等」の中の「Download」順にクリックして各画面を開き、ダウンロードを行い保存することにより取得すること。

#### 6 入札参加の手続

本件工事の入札参加を希望する者は、入札参加申込書及び入札参加資格確認資料（以下「申込書等」という。）を次に定めるところにより提出し、入札参加資格の確認を受けること。

##### (1) 提出期間

令和8年5月22日（金）から同年6月3日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日等、兵庫県の休日を定める条例に定める県の休日を除く。）

毎日午前9時から午後4時まで（入札参加資格確認資料の提出については、正午から午後1時までを除く。）

##### (2) 提出方法

ア 入札参加申込書は、電子入札システムを使用して提出する。

なお、入札参加申込みを有効に行うためには、入札参加申込書の情報が、提出期間中に、契約担当者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイル（以下「電子計算機ファイル」という。）に記録されなければならない。

また、入札参加申込書を提出した者は、証拠として参加申込書受信確認通知を保管しておくこと。

イ 入札参加の申込みに使用するＩＣカードは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ、特別共同企業体の代表構成員の兵庫県の建設工事入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に記載された代表者又は受任者の名義で取得して、そのＩＣカードの情報を兵庫県の電子入札システムに登録したものとす。

共同企業体で入札に参加する場合は、代表構成員のＩＣカードを使用するが、電子入札システムへ共同企業体の名称を入力しなければならない。

ウ 入札参加資格確認資料は、上記４（２）の場所に持参する。

## 7 入札手続等

### (1) 入札期間

令和8年7月7日（火）及び同月8日（水）午前9時から午後5時まで  
（令和8年7月8日（水）は正午まで）

### (2) 開札日時

令和8年7月9日（木）午前9時30分

### (3) 入札方法等

ア 電子入札システムの入札書に必要な事項を入力し、電子入札システムを使用して提出すること。

イ 第1回目の入札書提出にあたり、入札金額に対応した工事費内訳書（金抜設計書の全ての項目について確認できるもの）については、入札説明書10(3)イの方法により電子入札システム若しくは持参又は郵送により提出すること。

### (4) 入札保証金及び契約保証金

要

### (5) 入札に関する条件

ア 入札金額その他入力が必要な事項についての情報並びに入札者の電子署名及び当該電子署名に係る電子証明書が、電子計算機ファイルに所定の入札期間内に記録されること。

イ 所定の額の入札保証金が納付（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）されていること。

ウ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

エ 電子計算機ファイルに記録されるべきものが分明であること。

オ 入札金額は、特に指示したとき以外は、契約対象となる1件ごとの総価格とすること。

なお、落札決定に当たっては、入力された金額に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入力すること。ただし、特に指示したときは、この限りではない。

カ 入札に使用したＩＣカードが、入札参加資格者名簿に記載された代表者又は受任者が取得したものであり、かつ、やむを得ない事由があると契約担当者が認めた場合を除き、入札参加の申込みに使用した名義人のものであること。

キ 所定の方法で所定の日時までに、第1回目の入札金額に対応した工事費内訳書（金抜設計書の全ての項目について確認できるもの）を提出すること。

ク 再度の入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において上記エからカまでの条件に違反し無効となった入札者

ケ 落札金額が200万円（消費税及び地方消費税を含む。）を超える場合には、落札決定後、直ちに落札者が暴力団でないこと等についての誓約書、落札者が契約に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するための誓約書及び落札者が社会保険関係法令の遵守を徹底するための社会保険等加入対策に関する誓約書を提出すること。

### (6) 無効とする入札

ア 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とす

る。

イ 開札時において入札参加資格のない者のした入札は、入札参加資格があることを確認された者のした入札であっても無効とする。

ウ 申込書等に虚偽の記載をした者の入札は無効とする。

エ ICカードを不正に使用した入札は無効とする。

オ 下記9(4)エにより技術者を追加して配置しなければならない場合において、必要な技術者を追加して専任で配置できない者のした入札は無効とする。

カ 別紙、入札説明書10(4)イで定められた額の契約保証金を納付することができない者の入札は無効とする。

キ 開札から落札決定までの間に県の指名停止基準に基づく指名停止を受けた者の入札は無効とする。

(7) 落札者の決定方法

ア 財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者としなないことがある。

イ 地方自治法施行令第167条の10第1項の規定に基づき低入札価格調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）を設けているので、調査基準価格を下回った入札が行われた場合は、落札決定を保留して、低入札価格調査制度取扱要領に基づき個別の入札価格を調査し、当該価格により落札決定した場合に当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるか否かを審査の上、落札者を決定する。

なお、調査の対象となった者は、この調査に協力すること。

ウ 申込期限日においては有効な総合評定値通知書を有するが、その総合評定値通知書の有効期間が本契約締結予定日までに失効するため入札参加資格の確認を保留している場合は、落札決定を保留して本契約締結予定日まで有効な総合評定値通知書により入札参加資格を確認の上、落札者を決定する。ただし、入札参加資格の確認ができない場合は、その者を落札者としなない。

エ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、直ちにくじ引きを実施して落札者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。

オ 無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、落札の決定を取り消す。

(8) 契約の締結

ア 落札者が暴力団でないこと等の誓約書、落札者が契約に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するための誓約書及び落札者が社会保険関係法令の遵守を徹底するための社会保険等加入対策に関する誓約書の提出があった後、契約関係書類を交付するので、落札決定後直ちに当該誓約書を提出すること。

イ 工事請負契約の締結に当たっては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定に基づき議会の議決を要するので、落札決定の翌日から起算して7日以内（土曜、日曜及び祝日等、兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）に定める県の休日を除く。）に、兵庫県が作成した建設工事請負契約書により仮契約を締結し、議会の議決を経た後、本契約を締結する。

ウ 落札決定後、議会の議決までの間に、落札者である特別共同企業体の構成員が倒産等となった場合は、仮契約を締結せず、仮契約を締結しているときは仮契約を解除する。

(9) 支払条件

支払条件は、次のとおりとする。

ア 年割支払 有

イ 前金払 有

ウ 中間前金払 有

エ 部分払 有

オ 中間前金払と部分払の選択該当工事の別 有

8 下請負人の健康保険等加入義務等

(i) 受注者は、次に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人としてはならない。

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

- (2) (1)の規定にかかわらず、受注者は、次に掲げる下請負人の区分に応じて、次に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。

ア 受注者と直接下請契約を締結する下請負人

次のいずれにも該当する場合

- (7) 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合  
(4) 発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が(1)に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を、受注者が発注者に提出した場合

イ アに掲げる下請負人以外の下請負人

次のいずれかに該当する場合

- (7) 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合  
(4) 発注者が受注者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から30日（発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間）以内に、受注者が当該確認書類を発注者に提出した場合  
(3) 発注者は、受注者が(1)に掲げる届出をしていない社会保険等未加入建設業者と下請契約を締結したときは、この契約を解除することができる。ただし、(2)に規定する場合を除く。  
(4) 受注者は、当該社会保険等未加入建設業者が(2)イに掲げる下請負人である場合において(7)に定める特別の事情が認められず、かつ、受注者が(4)に定める期間内に確認書類を提出しなかったときは、発注者の請求に基づき、違約罰として、当該社会保険等未加入建設業者がその注文者と締結した下請契約の最終の請負代金額の100分の5に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

## 9 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 契約を締結した者は、次のア、イを兵庫県に提出すること。

ア 本件工事の一部について締結する請負契約及び資材又は原材料の購入契約その他のこの契約の履行に伴い締結する契約（以下「下請契約等」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の下請契約等を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときには、その相手方が暴力団でないこと等についての誓約書を提出させ、当該誓約書の写し（「暴力団排除に関する特約」第3項の規定により下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）

イ 下請契約等及び本件工事に関わる労働者派遣事業の適切な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）に規定する労働者派遣契約（以下「労働者派遣契約」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の契約を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときには、その相手方から労働者の適正な労働条件を確保するための誓約書を提出させ、当該誓約書の写し（「適正な労働条件等確保特記事項」第2項の規定により下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）

- (3) (2)の誓約書の写しの提出がない場合には、工事成績評定点を減点する。

- (4) 調査基準価格を下回った場合の措置

ア 調査基準価格を下回った入札が行われた場合は、落札決定を保留して、低入札価格調査制度取扱要領に基づき個別の入札価格を調査し、当該価格により落札決定した場合に当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるか否かを入札者からの提出資料、事情聴取、関係機関の意見照会等の調査を行い、審査の上、落札決定する。

イ なお、その者の入札価格が調査基準価格を下回り、かつ、特別重点調査基準価格（直接工事費については90パーセント、共通仮設費については70パーセント、現場管理費については90パーセント、一般管理費については68パーセントをそれぞれ乗じて得た価格を合計したもの）を下回る入札をした者については、特別重点調査を実施する。

また、特別重点調査においては、調査基準価格を下回り、かつ、上記に示す特別重点価格を下回る入札をした複数の者について並行して調査を行うことがある（詳細は、「低入札価格調査における特別重点調査について」を参照のこと）。

ウ 調査基準価格を下回った入札を行った者に対しては、開札後の令和8年7月9日（木）午後5時までに連絡するものとし、資料の提出は令和8年7月16日（木）午後4時までに行うものとする。

なお、事情聴取の日時、場所等必要な事項は別途通知する。

資料の提出が一部でもない場合、内容に不備がある場合及び事情聴取に応じない場合は、入札に関する条件に違反した入札として失格とする。

- エ 調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合には、監理技術者とは別に、3(3)アに定める代表構成員が配置する監理技術者の要件と同一の要件(3(3)ア(イ)に掲げる施工実績を除く。)を満たす技術者を、専任で1名現場に配置することとする。

なお、当該技術者はいずれかの構成員が配置するものとし、施工中、監理技術者を補助し、監理技術者と同様の職務を行うものとする。

- (5) 入札参加資格を取得していない者は、兵庫県まちづくり部総務課あて申請し、開札時まで取得することを条件として、契約担当者の入札参加資格確認を受けることができる。
- (6) 詳細は入札説明書による。
- (7) 問合せ先  
上記4(2)と同じ。
- (8) 入札結果については、落札決定後、兵庫県まちづくり部総務課にて落札決定日の翌日までに公表する。  
また、契約締結後速やかに、兵庫県ホームページの入札情報サービス  
(アドレス<https://www2.ppi.pref.hyogo.jp/ebidPPIPublish/index.html>)にて公表する。
- (9) 落札者は、建設業法(昭和24年法律第100号)第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、発注者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。なお、通知を行う場合は契約管理課ホームページ  
(アドレス<https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks03/nyusatukeyakutetuduki.html>)に掲載している様式を使用すること。
- (10) 本件工事は、電子契約手続きの対象外とする。

#### 10 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

- (1) Nature and quantity of the service to be required:  
Demolition and removal of the Ikuta Police Station of the Hyogo Prefectural Police and construction of the office building  
New construction works and demolition/removal works
- (a) Construction of the office building  
Steel structure  
9 floors above the ground  
Total floor area: 8,889.49 m<sup>2</sup>  
Building area: 1,677.26 m<sup>2</sup>
- (b) Appurtenant outdoor works  
Outdoor facilities, planting, and rainwater drainage works
- (c) Elevator equipment installation works
- (d) Demolition and removal of the Ikuta Police Station  
Main building  
Steel-framed reinforced concrete structure  
11 floors above the ground  
Total floor area: 7,335.02 m<sup>2</sup>  
Building area: 1,651.67 m<sup>2</sup>  
Connecting passage  
Steel structure
- (2) Deadline for the submission of tender application forms:  
16:00 June 3, 2026
- (3) Deadline for tender:  
12:00 July 8, 2026
- (4) Contact:  
General Affairs Division, Housing & Urban Development Department,  
Hyogo Prefectural Government

5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567  
Tel (078)341-7711 extension 75421 or 75420

労働委員会公告

兵庫県労働委員会あっせん員候補者の氏名、経歴等

労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第4条及び労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第68条第1項の規定により、令和8年5月14日現在における兵庫県労働委員会あっせん員候補者の氏名、経歴等を次のとおり公告する。

令和8年5月22日

兵庫県労働委員会  
会長 米田耕士

| 氏名    | 経歴                                          | 委嘱年月日      |
|-------|---------------------------------------------|------------|
| 秋吉秀剛  | 兵庫県労働委員会公益委員<br>元兵庫県公館長                     | 令和5年10月5日  |
| 浅田修宏  | 兵庫県労働委員会公益委員<br>弁護士                         | 令和3年10月1日  |
| 大内伸哉  | 兵庫県労働委員会公益委員<br>神戸大学大学院法学研究科教授              | 平成19年8月2日  |
| 関根由紀  | 兵庫県労働委員会公益委員（会長代理）<br>神戸大学大学院法学研究科教授        | 平成23年8月18日 |
| 中村衣里  | 兵庫県労働委員会公益委員<br>弁護士                         | 令和6年5月9日   |
| 藤森泰宏  | 兵庫県労働委員会公益委員<br>元公益財団法人兵庫県生きがい創造協会副理事長兼事務局長 | 令和4年5月19日  |
| 米田耕士  | 兵庫県労働委員会公益委員（会長）<br>弁護士                     | 平成19年8月2日  |
| 大野義政  | 兵庫県労働委員会労働者委員<br>全日本自治団体労働組合兵庫県本部特別執行委員     | 令和5年10月5日  |
| 尾野哲男  | 兵庫県労働委員会労働者委員<br>JAM山陽特別執行委員                | 平成29年9月26日 |
| 北川宜孝  | 兵庫県労働委員会労働者委員<br>三菱重工労働組合神戸造船支部執行委員長        | 令和7年10月9日  |
| 野田秀明  | 兵庫県労働委員会労働者委員<br>山陽電気鉄道労働組合執行委員長            | 令和7年1月30日  |
| 長谷川尚吾 | 兵庫県労働委員会労働者委員<br>日本労働組合総連合会兵庫県連合会事務局長       | 令和3年10月1日  |
| 長谷川孝之 | 兵庫県労働委員会労働者委員<br>関西電力労働組合兵庫地区本部執行委員長        | 令和5年10月5日  |

|         |                                     |            |
|---------|-------------------------------------|------------|
| 平 田 将 人 | 兵庫県労働委員会労働者委員<br>U Aゼンセン兵庫県支部支部長    | 令和7年10月9日  |
| 河 野 忠 友 | 兵庫県労働委員会使用者委員<br>カワノ株式会社代表取締役社長     | 平成29年9月26日 |
| 白 石 順   | 兵庫県労働委員会使用者委員<br>株式会社サージ・コア顧問       | 令和元年9月26日  |
| 武 井 宏 之 | 兵庫県労働委員会使用者委員<br>学校法人武井育英会育英高等学校理事  | 令和3年10月1日  |
| 坪 田 一 夫 | 兵庫県労働委員会使用者委員<br>姫路経営者協会相談役         | 平成29年9月26日 |
| 寺 本 督   | 兵庫県労働委員会使用者委員<br>株式会社淡路屋代表取締役社長     | 令和7年10月9日  |
| 中 村 学   | 兵庫県労働委員会使用者委員<br>株式会社神鋼環境ソリューション監査役 | 令和7年10月9日  |
| 林 直 樹   | 兵庫県労働委員会使用者委員<br>兵庫県経営者協会顧問         | 令和3年10月1日  |
| 森 山 政 行 | 前兵庫県労働委員会労働者委員                      | 令和3年10月1日  |
| 奥 村 比左人 | 前兵庫県労働委員会労働者委員                      | 平成27年9月8日  |
| 原 健 二   | 前兵庫県労働委員会労働者委員                      | 令和5年1月12日  |
| 吉 田 達 樹 | 前兵庫県労働委員会使用者委員                      | 平成25年8月27日 |
| 和 田 直 哉 | 前兵庫県労働委員会使用者委員                      | 平成25年8月27日 |
| 抱 宏 樹   | 兵庫県労働委員会事務局長                        | 令和8年4月9日   |
| 石 田 千 春 | 兵庫県労働委員会事務局審査課長                     | 令和8年4月9日   |

教育委員会公告

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和8年5月22日

契約担当者

兵庫県立相生高等学校長 土井寛文

1 調達内容

- (1) 調達物品及び数量  
県立相生高等学校 特別教室空調設備リース 一式
- (2) 調達物品の特質等

調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

(3) 契約期間

賃貸借期間 令和8年11月1日（日）から令和21年10月31日（月）まで

※令和8年10月31日（土）までに設置のこと

※賃貸借期間満了後、無償譲渡

(4) 設置場所

県立相生高等学校

相生市山手1丁目722番地10

(5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

入札書に記載する金額については、調達案件の設置に係る詳細設計、搬入設置調整に要する費用及び機器設定に要する費用と(3)の期間における賃借料の合計金額を(3)の期間(156箇月)で月割りした1月当たりの単価(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)とする。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額で入札すること。

2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に納入局物品管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(入札参加資格審査窓口)

兵庫県納入局物品管理課 電話(078)341-7711 内線75787

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 参加申込みの期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 当該物品を第三者として貸し付けようとする者は、当該物品を自ら貸し付ける能力を有するとともに、第三者をして貸付できる能力を有することを証明したものであること。

3 入札の参加申込み及び入札の方法等

入札は、県立相生高等学校が電子入札システム未導入のため、従来の入札者立会による入札書の提出方式により行う。

(1) 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒678-0001 相生市山手1丁目722番地10

県立相生高等学校 担当 中野

電話 0791-23-0800 F A X 0791-23-0801

ホームページ <http://www.hyogo-c.ed.jp/~aioi-hs/>

(2) 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

令和8年5月22日(金)から同年6月2日(火)まで(兵庫県の休日を定める条例(平成元年兵庫県条例第15号)第2条に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)の午前9時から午後4時まで

※ 郵便(書留郵便に限る。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者もしくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による場合は、申込み書類を封筒に入れて密封の上、その封皮に「入札参加申込」と表記のうえ、宛名及び入札物件等を記入し、上記期間に必着のこと。

(3) 開札の日時及び場所

日時 令和8年6月24日（水）午前10時

場所 県立相生高等学校 探究ルーム（相生市山手1丁目722-10）

(4) 入札書の提出期限

上記(3)の開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額に100分の10に相当する額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）を加算して得た額に貸借期間156箇月を乗じた金額）の100分の5以上の額の入札保証金を令和8年6月22日（月）午後4時までに入札しなければならぬ。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。入札保証金又は入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となる。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げるものとする。）を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

また、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）に基づき免除する場合もある。

(4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参することにより行うこと。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が入札説明書に示す保険期限までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名があり、入札金額が分明であること。

キ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ク 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、上記アからキまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した業務を履行できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 電子契約の可否

本件は、電子契約手続の対象外とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of the head of the procuring entity:

Hirofumi Doi, Principal of Aioi high school in Hyogo

(2) Nature and quantity of the products to be purchased:

A lease agreement for Aioi high school in Hyogo air-conditioning equipment

(3) Contract period:

From November 1, 2026 to October 31, 2039

(4) Deadline for the submission of tender application forms:

16:00 June 2, 2026

(5) Date and time of tender:

10:00 June 24, 2026 by direct delivery

(6) Person to contact concerning the notice:

Ms.Nakano, Aioi high school in Hyogo

1-722-10 Yamate, Aioi, Hyogo 678-0001

TEL (0791)23-0800